

## 第1章

# 今求められる社会教育委員と その会議への期待

生涯学習社会に向けた体制整備が進むこの時、地方分権の推進や社会教育法の度重なる改正の動きは、地域における社会教育の重要性の再確認とともに、これからの社会教育の推進・振興のあり方について、検討の必要性を示している。

こうした背景の中で、社会教育委員とその会議についての実態を調べることは、今後に向けての期待とともに活性化の方向を探るものである。

その意味で、この調査報告は、教育委員会や教育行政関係者、社会教育委員の会議とその委員の方々等に、それぞれの地域における社会教育と社会教育行政をどのように考えるべきか、また、それぞれの地域をどのようにしていくべきかということを問いかけるものでもある。

### 1 本研究の目的と問題意識ならびに仮説

社会教育は従来から、地域に根ざし、地域の人々の教育・学習に関わる要望を取り入れて、その推進・振興が行われてきた。社会教育委員の制度も、公民館運営審議会の制度も、地域の実情と人々の要望に即した社会教育の推進と振興を目指して生まれたものであるといえる。

地方分権にむけた制度の整備が進められ、社会教育法の改正が行われたことは、今日における社会教育が時代に即した改革と振興を必要としているということではなかろうか。では、何から改革をしていくことが考えられるであろうか。ここでは、社会教育委員会議のあり方やその構成員である社会教育委員の取り組みを、時代に即したものにすべきことが課題ではないかと考えた。そこから、社会教育委員とその会議の実態を調べる調査研究が必要であると考えたのである。

研究における主要な問題意識は、①多摩地域における社会教育委員制度の実態がどのようなものであるか、②現状における問題点は何か、③今後どのような会議運営と委員活動について活性化の方策が考えられるか、ということになる。

また、主な仮説としては次の諸点を挙げることができる。①地域における社会教育の振興を図るためには、法改正などの動きとの関連が見られるはずであり、何らかの方向が出されているであろう。②社会教育の新たな動きを反映するとすれば、委員はどのような人であり、どのような人を、どのようにして選ぶかについても、変化してきているのではないか。③行政担当者の委員に対する役割・期待にも変化があるのではないか。④委員や委員会の制度・システムに何らかの変更が加えられたのではないか。⑤合議体としての活動、委員としての活動にも、変化があったのではないか。⑥会議と委員に対する行政職員の関わり方も、何らかの変化が見られるのではないか、などである。

そのような仮説から問題を明らかにするためには、(1)行政関係者のとらえる現状を調べること、および、(2)社会教育委員一人一人の取り組みや意識を調べること、が必要である。今回の調査は、前者を明らかにするために、行政サイドがどのように会議と委員をとらえているか、また、会議と委員活動に対する考え方と期待は何かを明らかにしたものである。この報告

書では行政サイドに対する調査結果を検討していく。

## 2 期待される社会教育委員

生涯学習社会の進展を目指し、生涯学習の振興を図るために、社会教育は「自らを礎としながら」進めてきた。社会教育と生涯学習のとらえ方に今なお混乱がありながらも、学校教育も生涯学習の機会であるとの認識の広がりや、学校教育と社会教育の融合の実践、生涯学習における学習成果の評価が重要であることの指摘など、生涯学習支援の体制整備および制度化が進んできたことによって、ようやく、今日的な社会教育を推進する上での問題点の整理ができる時期になってきた。

果たして社会教育委員とその会議は機能しているのでしょうか。いま社会教育委員に求められるものは何か。これらの問いは、地域における社会教育の現実を検討すべきであるとともに、社会教育委員とその会議への新しい期待を示すものである。

地方分権化という「規制緩和」の方向は、従来からの地域的特色を踏まえた社会教育の推進・振興にとってプラスに作用するところがあるはずである。全国一律の推進方法や振興方策がそのまま当てはまっていた時代は過ぎたと言ってよい。また、ある意味の基準が無くなったがために、振興方策の策定もゆとりを持って検討することができるであろう。そして、社会教育委員とその活動に対する期待も、その地域的特色を持たせることが可能であろう。

## 3 調査結果を分析する視点

詳細には次章以下で分析されるが、あらかじめ仮説とのかかわりで分析の視点を述べるならば、下記の諸項目がその視点といえる。

委員自体についての分析視点は次のとおりである。①委員の任命サイクルと選出基準（具体的には、教育委員、公民館運営審議会委員との関係や兼職など）について。②本来的な委員であるべき姿、委員に対する期待について。③推薦母体の中での活動、関係者との交流について。④委員活動のための予算上の手立て等について。⑤委員研修の実態、自治体としての研修や自己研修のあり方、などである。

また、システムとしての社会教育委員の会議とその制度をとらえた場合、①補助金制度と社会教育委員制度の関係について、②教育委員や議会関係者との話し合いや情報交換・交流の有無、③活動に必要な経費・予算の措置、④会議の開催とその機能、および、会議の公開、情報提供について、⑤委員会としての活動、特に、合議体から運営体への移行の状態、⑥答申などの具体的成果、⑦青少年教育の特定事項についての指導・助言のあり方、⑧生涯学習推進との関連や生涯学習推進協議会等との関連、⑨行政・担当者からの期待、などがその分析視点である。

これらの視点は、変動の激しい社会と言われる現在、地域にあつて、ともすれば社会教育委員とその会議の必要性が確認されないまま、しかも、「形骸化」していると揶揄されなくもない中で、いかにテコ入れをしていくべきかを考える視点でもある。各地の社会教育委員の会議は必要であるがゆえに設置されているはずである。どのような期待があり、行政側がどのように機能してほしいかという願いもまた、分析されなければならないであろう。いま、地域における社会教育をどのように創造していくかが問われているのである。

(山本和人)